

会 議 録

	所管課	行政経営部 総務・防災課
会議名	令和6年度嬉野市消防審議会	
開催日時	令和7年2月4日（火） 19:30～20:25	
開催場所	嬉野市役所嬉野庁舎 1-1会議室	
出席者	委 員	9名出席 別添資料参照
	事務局	総務・防災課員 5名（永江、太田、團、三根、山崎）
	その他	
検討会の議題	①消防団組織再編について ②嬉野市消防団退職報償金の見直しについて	
配布資料	別紙1 嬉野市消防団各部統廃合内容及び所管行政区一覧 ほか	
協議等の内容	別添資料参照	

協 議 等 の 内 容

所管課	行政経営部 総務・防災課
-----	--------------

議 題	①消防団組織再編について ②嬉野市消防団退職報償金の見直しについて	
内 容	○消防団員の定数変更について ○部の統廃合について ○出動手当の報酬移行、増額および支給方法の変更について ○ラッパ隊長の階級見直しについて ○消防団員退職報償金の区分見直し	
開 会	会 長	では、会順に従いまして審議を進めてまいります。 なお、本会議の決定事項は、後に答申という形で市長に提出をいたしますので、何とぞ慎重なご審議をお願いします。 まず審議事項1、消防団組織再編について事務局より説明をお願いします。本来1項ずつ審議を行うところですが、①—1、団員定数と、①—2、部の再編成については関連がありますので、一括して説明と審議、採決まで行います。それでは説明をお願いします。
協議事項 説明	事務局	それでは事務局より説明をさせていただきます。本日の審議事項につきましては、先ほど会長から発言をいただきましたように、まず定数の変更と部の再編成統廃合、それからのちに出動手当とラッパ隊長の階級見直し等でございますけれども、本日は資料を4部お手元に配布しております。審議会の次第、これがホチキス止めで1部、それから、組織再編資料案ということで両面印刷の1枚、続きまして別紙1と書いてありますこちらの表ですね。別紙1、別紙2、別紙3というふうに3枚で構成をされております。最後に消防団退職報償金の見直し案、こちらの資料をおつけしております。 それでは審議で①-1定数変更と、①—2部の再編成、統廃合について説明をさせていただきます。冒頭市長からもありましたように、嬉野市消防団の組織については、平成18年の市町村合併により、定数が1,050名と定められまして、約20年近く定数を変更せずに体制を維持しておりますけれども、昨今の少子高齢化、それから労働力人口の低下等によるもの、また、市外の働き手の勤務先の問題等ありまして、現状の定数を維持したまま消防団の活動をするのがなかなか厳しいというような状況になってきております。 その中で、定数を維持しつつも徐々に実数としては減少しておりまして、令和6年4月1日現在での消防団員の実数が988名というふうになっておりまして、定員割れを起こしている状況であります また実際に消防団員の入退団入れ替わりにつきましても、定数を維持するために、かなり無理に団員になってもらうというような状況も多少ながら見られる状況でして、それが消防団という組織に対するイメージ低下等にも繋がってきている現状も見受けられます。

協議事項 説明	事務局	<p>ただし、これは嬉野市だけというよりも全国的に見られる現象であります。</p> <p>そういった流れを受けまして、まず組織の再編、これを定数の削減と合わせて、消防団各部の統廃合を行うことで、実質的な消防団としての組織力を維持しつつ、消防団員と処遇改善にも繋げるという目的で、再編を試みるものであります。</p> <p>ここで再編資料案につきまして、別紙1と合わせて説明をさせていただきます。まず定数再編資料案の団員定数見直しについて、というところをご確認いただきたいと思います。条例定数の現在の1,050人から900人とする案を挙げさせていただきます。</p> <p>続きまして部の統廃合については、こちらの一覧に記載をしておりますように、現行の33部から26部に統廃合を実施したいと考えております。</p> <p>この内容につきましては、令和5年度から本格的に消防団内で協議を始めまして、令和5年12月の時点で大枠が定まり、令和6年の8月までに、消防団各部での協議を行っていただき、統廃合が予定されている部につきましては、該当する行政区とも協議を行った上で、今回こういった形での提案をさせていただきます。</p> <p>実際に統廃合があった場合に、行政区ごとの所管がどういう形になるかというのは別紙1に記載をしております。ここでは、主に第1分団から第3分団までの塩田町地区の各部につきましては現状維持、それから嬉野町地区の第4分団、第5分団、第6分団、第7分団のいずれにつきましても、統廃合がありません。</p> <p>そして、別紙2が今回の条例定数の見直しに際し、分団別の人数構成がどういう形になるかというのを提示させていただいております。部の統廃合により部が削減される場所、それから全体的に所属人数の見直しを行っているところであります。</p> <p>資料の別紙3につきましては、これは後ほど説明させていただく内容が主ですけれども、近隣市町と一部県内の自治体についての現状を記載させていただいております。</p> <p>嬉野市は、今回の案として定数900名とさせていただいております。現在、令和6年12月末現在での人口を記載させていただいておりますが、約2万4,400人の人口という形になりまして、お隣の鹿島市では、消防団の条例定数が670名に対し人口は2万7,240人。今回見直しを図った後に定数が同数となる小城市につきましては、定数900名に対し、人口4万4000名程度というような構成となっております。</p> <p>今回の定数の見直しと統廃合につきましては、消防団内での協議を経たのちその結果をもとに、この消防審議会においてご審議をいただき、最終的な結論を出したいと考えております。</p> <p>何とぞ慎重な審議をお願いしたいと思います。事務局からの説明は以上となります。</p>
審議	会長	<p>ただいま説明のありました定数の変更および部の統廃合について、質疑応答を行います。質疑のある方は発言をお願いします。</p>

質 疑	委 員	<p>ちょっとお尋ねしたいんですけど、定数の削減について、この提案の基本的な考え方で900名という形になっているのかなと思います。この辺りの定数の考え方について説明していただきたいと思います。今人口的に云々とか、予想を比べれば云々という話が出てるんですけど、そこのあたりで質問ですが、火災の場合はこれまではまかなえていただろうけど、これが大災害とかになったときには、この定数では対応でできるのかという疑問があります。変更の内容的にはわかります。要するに定数を下げないと、消防団員に入るのも少なくなる、人口も減っているっていうんですが、そこら辺の一連の考え方の説明をお願いしたいと思います。</p>
答 弁	委 員	<p>合併以来この1,050人という定数、これで活動してきました、つい3～4年ぐらい前までは何とか1,000人以上で活動できていたわけですけど、2年ほど前ですかね、1,000を割って現在は実数が988ということで、60名以上人がおらんということでもありますので、見直した方がいいんじゃないかという話になりました。</p> <p>当初は950人で100人削減ぐらいっていう話をしていたんですけど、950にした場合、今の実働が988ということでもありますので、幅が30数名しかないわけですよ。ということは近い将来すぐ行き詰まる可能性があるというところで、900という数字を上げさせていただきました。</p> <p>特に嬉野地区はその辺で団員確保が難しい。特にまた山間部の部なんかは対象者がいないということでもありますので、こういう数字でいかせていただきたいという結論になったわけです。</p>
審 議	委 員 会 長	<p>はい、わかりました。</p> <p>他に質疑はありませんか。</p> <p>それでは、ただいまの事務局からの説明のとおり、委員定数を900人とし、33部から26部とすることにご異議、ご意見はございませんでしょうか。</p> <p>(「異議なし」と呼ぶ者あり)</p>
協議事項 説明	会 長 事務局	<p>異議なしと認めて、事務局提案のとおり①-1、団員定数と、①-2、部の再編成について提案のとおり決定いたします。続きまして審議事項①-3、出動手当の報酬移行、増額および個人支給について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>それでは説明いたします。現在費用弁償としている消防団員の出動手当の報酬移行、それから増額、また個人支給につきましては、令和3年に消防庁が指針を発表しております。これにつきましては、出動手当については、出動報酬と見直した上で、日額8,000円とすることが望ましい、というような内容であります。この方針の発表を受けまして、嬉野市消防団内部での協議を行っておりまして、出動手当につきましては、これも全国的な流れというところで、佐賀県内でもほぼ全ての自治体で、出動分の報酬の見直しについて進んで改正が進んでいるところです。</p> <p>お手元にお配りしております資料の別紙3に、先ほどお伝えしました近隣市町、それから他の自治体につきましても、現状と報酬額について記載をさせていただいております。</p>

<p>審 議</p>	<p>事務局</p>	<p>今回嬉野市消防団の災害等出動報酬の内容につきましては、隣の武雄市の例を参考に、2時間刻みで算定し、支給するというような形で協議を進めてまいりました。</p> <p>現状は、出動につきましては出動手当という形で、災害発生時の出動が1回あたり1,700円、これはA4表裏1枚紙に記載をしておりますけれども、現状につきましては、1人1回当たり1,700円、これが火災等の災害が発生した場合、または訓練、これは定期訓練に該当するものですが、定期訓練に出動した場合は、1回あたり1,800円、これは時間に関係なく、1回1,700円または1,800円というような取り扱いで支給をしております。</p> <p>これを、消防庁からの指針に合わせるという形、または実際に出動した団員への処遇の改善というところもあわせて、2時間刻みで最大8,000円、災害出動の場合は最大が1日8,000円、またその他訓練行事等で出動した場合は、最大3,500円の支給という形に見直しを行いたいと考えております。</p> <p>今回出動時間によって報酬の支給額が変わりますので、時間算定についてもどういう形にするか検討を行いまして、火災出動については、杵藤地区消防本部から火災発生のお知らせが来た時間、そして終了につきましては、団長から解散命令が出された時間、その他の建物火災等で残火処理が必要な場合は、実際に消火処理にあたった分団、部については、処理が終了した時間という形で見直しをしたいと考えております。</p> <p>火災以外の災害出動につきましては、団長から出動命令が出された時間から、団長から解散命令が出された時間、また各分団長から終了報告がされた時間という形で出動時間の算定を行いたいと考えております。</p> <p>その他訓練や行事等で出動した場合につきましては、通常訓練や行事については、計画を定めて実施を行いますので、開始が計画で定めた開始時間、それから終了につきましては、解散の号令がかかった時間という形で出動時間を算出したいと考えております。</p> <p>また消防庁からの指針によりますと、報酬額を改定するとともに、出動報酬は個人支給とすべきこと、とされております。現在報酬については、各部単位で支給するという方法で、各部から団員に分配するというような流れになっております。</p> <p>これを確実に団員に支給ができるように、個人支給に変更を行うというところも併せて、改正の内容を踏まえ考えているところです。</p> <p>それから、現在の出動に対する報酬というのは、支出の区分で言うと、費用弁償という形になりまして、出動手当という名目で支給されております。これは実際に出動する際の交通費的な取り扱いを含むものでありまして、これを出動したことに対する報酬という形に変更するために、手当から報酬への変更、名称の変更というところもありますけれども、出動手当から出動報酬への変更というところもあわせて実施をしたいと考えております。</p> <p>事務局からの説明は以上となります。</p>
<p>審 議</p>	<p>会 長</p>	<p>ただいま説明がありました、出動手当の報酬移行、増額および個人支給について質疑応答を行います。質疑のある方は発言をお願いします。</p>

質 疑	委 員	<p>個人支給となるとしたら、この場の協議で決定するのでしょうか。</p> <p>個人支給を決定するためには、他の事項もそうなんですけれども、諮問を受けた事項につき本審議会で協議をいただいた上で、それで審議会としてはこういう考えですということでも市長に答申をします。</p> <p>その答申を受けて市長がどういうふうにするかを決定して制度化するというような流れになっております。</p> <p>なので、最終的には、条例を変えたりとか、予算を組んだりとか、その場合は議会において成立した時点で決定するということになります。</p> <p>それではもしそういう決定になったら、個人の口座登録をしていくってことですよね。以降は個人の口座に入っていくってことで。</p>
答 弁	事務局	<p>そういうことです。</p>
質 疑	委 員	<p>さきほど聞いた国の基準っていうのは、要するに例えば全国には過疎地の県もあるし、東京都もあるし、いろいろなところがあると思うんですけど、それを勘案して、基準というのが一律で決まるとというのが消防庁からの指導ですか。</p>
答 弁	事務局	<p>この通知は、総務省消防庁における審議会での協議結果を受けまして、年額報酬、それといわゆる出勤手当に関する通知が国から出されているのでありまして、これは財政のことになりますけど、普通交付税の算定の基礎も、その総務省消防庁が示した額が基本になっておりますので、市町村は地方交付税に参入という形で措置をするので、それを守ってくださってという旨の通知が发出されておまして、それを受けて全国の消防団で見直しが行われているところで、現在は過渡期にあるというところでございます。</p>
質 疑	委 員	<p>そしたらこの基準というのは、今年度出たわけじゃなくて、前から出ていてこれを踏まえて変更しないといけないということですか。</p>
答 弁	事務局	<p>そうです。</p> <p>わかりました。</p>
審 議	会 長	<p>他にないでしょうか。それではただいま事務局からの提案どおり、現在の費用弁償から報酬に科目を変更し、時間による金額の増、及び個人支給とすることにご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(「異議なし」と呼ぶ者あり)</p>
審 議	会 長	<p>異議なしと認めまして、事務局提案の通り出勤手当の報酬以降増額および個人支給について決定いたします。</p> <p>続きまして、審議事項① - 4、ラップ隊長の階級の見直しについて事務局より説明をお願いします。</p>
協議事項 説明	事務局	<p>それでは説明いたします。</p> <p>こちらは、A4 組織再編成資料案一番最後の 4 番に記載のように、現在嬉野市消防団のラップ隊長は階級としては副分団長級という扱いになっており、これを分団長級に各上げを行いたいというものであります。今回階級見直しに至った理由としましては、まず嬉野市消防団の活動状況の現状から説明する必要がありますけれども、現在ラップ隊は、毎月月に 2 日、約 2 時間程度、ラップの吹奏訓練、また小隊訓練等のラップ隊としての訓練を、消防団員としての通常の活動とは別に行っているところであります。</p>

協議事項 説明	事務局	<p>また、入退団式や出初め式等の各種式典にあたっては、ラッパの吹奏を実施していただいているというところもありまして、式典の前には特別に訓練を実施して、その吹奏技術を高めていただき、ラッパ隊としての士気を維持していただき、技能向上していただいているという状況であります。</p> <p>それを指揮する隊長につきましては、当市の消防団のパターンとして各部各分団から選出されたラッパ隊員を指導している立場にあるというところで、現状は副分団長階級ではありますけれども、分団長に、また団長に対しても、指導や要請等を行う立場となっております。</p> <p>そういった現状の隊長としての職務を勘案いたしまして、現行の副分団長から分団長級として、階級を見直して、現在の職責にあった階級として活躍をしていただくのが良いという結論に至りました。</p> <p>これにつきましては、特段国の基準ですとか、何かしらの指導というものはないんですけども、嬉野市消防団内部で協議を行い、見直しをする方向で調整をさせていただき、今回の審議会に諮らせていただいた次第であります。</p> <p>ラッパ隊長の階級見直しにつきまして、事務局からの説明は以上となります。</p>
審議	会長	<p>ただいま説明がありました、ラッパ隊長の階級見直しについての質疑応答を行います。質疑のある方は発言をお願いします。</p>
質疑	委員	<p>従前は副分団長級ということですが、団の組織の形があると思うんですが、副分団長級と判断するべき、上または下部の組織というものはあるんでしょうか。ラッパ隊が現在どこかの組織に位置づけがあって、分団長とするものか、もしくはただ単に、副分団長級の職務だからじゃなくて階級と言えば分団長に位置づけるものなのか、1分団とか2分団とか所属するものがあるのか、そして変更後はその組織が変わるものなのか、そのあたりは。</p>
答弁	委員	<p>現状ラッパ隊長は第1分団に位置付けており、第1分団の幹部という位置づけで、幹部として活動してもらいますが、それとは別にラッパ隊が組織されているので、訓練などはさらに指導してもらっているわけですが、現状は、1分団の幹部ということになるので、これを独立させるということができるのか、というその辺の議論になると思います。</p>
答弁	事務局	<p>事務局から補足で説明いたします。まず、嬉野市消防団の中でラッパ隊の取り扱いというのは、一応各分団からは独立して本部付けという形でそのラッパ隊を組織しています。</p> <p>その所属している部員は、消防団の各部の所属のままラッパ手を選出して活動してもらっていますので、その隊長は本部付のラッパ隊長という階級になりまして、隊長というその階級が消防庁との取り決めではないものですから嬉野市としてはラッパ隊長を現行では副分団長級として取り扱いをしている、という形になります。</p>
審議 質疑	委員 委員	<p>わかりました。</p> <p>(団員報酬が) 嬉野市はよそと比較すると、よそでは部長の下に班長手当として別に団員とはわけての支給額が書いてあるんですけど、嬉野は班長手当っていうのはないんですよ。</p>

質 疑	委 員	<p>組織を個々に見ると、班長も改正後は250名いるので、これを機会に特別に手当を別にしたりとか、区分して手当を少しでも多くするっていうところはないんですかね。</p> <p>嬉野市と比較してよそはみんなそういうふうな感じになってるのにどうしてかなど。団員の報酬の見直しとかに合わせて部長と同じように見直すとかっていうことでしょ。</p>
答 弁	事務局	はい、現在班長は団員と同じ報酬の区分となっております。
質 疑	委 員	これはよそでは個人支給や報酬の増額に移行する際に、班長報酬の区分が増やしたわけではないのですか。
答 弁	事務局	<p>他の市町の階級に応じた報酬の支給区分については、基本的には個人支給に伴い変更したところというのはないというふうに聞いておまして、この中の例でいきますと、大町町の報酬区分をご覧いただいて、ここに真ん中から下に機関員というところがありますが、これは報酬に加算という形で実際支給をしているということですが、大町町に確認したところ、これは団員の年額の基本報酬を完全に個人支給にしているというところから、個人支給にした際に各部の運営費に影響がでることから、機関員報酬というものを創設して、各部の活動のために活用していただいているというような話は聞いております。</p> <p>嬉野市につきましては、今回年額の基本報酬は審議の対象にはさせていただいてないんですけど、今後そういったところも含めて検討をしていく必要があるかと考えております。</p>
審 議	委 員	報酬の額については、班長は班員の管理で、部長は部全体の管理ということで役割はことなるので、いずれにしても団員とは責任の度合いは違うので、見直しは考えていいと思う。
審 議	委 員	次回協議するとき、この部分で報酬額を検討する際に、議会での審議もあるだろうから、班長の立場上の部分を検討してくればいいと思いますが、今日の段階ではこれを言っても無理だろうから今後の検討課題ということで、よろしくをお願いします。
審 議	会 長	他に質疑ないでしょうか。
質 疑	委 員	他市町でラップ隊長の階級のわかる場所がありますか。
答 弁	事務局	明確にラップ隊長の階級等が記載されていたのは小城市でありましたが、小城市では分団長相当として分団長の同額の報酬となります。他ははっきりした記載はありませんでした。
審 議	会 長	他に質疑ないでしょうか。
審 議	会 長	<p>(「ありません」と呼ぶ者あり)</p> <p>それではただいまの事務局からのご提案のとおり、ラップ隊長の階級を副分団長級から分団長級とすることにご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(「ありません」と呼ぶ者あり)</p>
審 議	会 長	<p>異議なしと認め、事務局提案のとおり、ラップ隊長の階級を見直すことに決定いたします。</p> <p>続きまして審議事項②に移ります。審議事項②消防団退職報償金の見直しについて事務局よりご説明をお願いします。</p>

協議事項 説明	事務局	<p>はいそれでは説明いたします。</p> <p>嬉野市消防団退職報償金の見直しについてであります。これは、昨年末に消防庁からの政令が發布されまして、これが消防団員等公務災害補償責任共済に係る政令の一部を改正する政令ということで、これは、消防庁の本庁が消防団員退職報償金の区分を見直すというような内容で、具体的にどういった見直しになるかといいますと、資料につけさせていただいておりますように、退職報償金のところをご覧くださいたいんですが、現在は、消防団退職報償金の勤務年数に対しての区分が30年以上というところまでの区分になっております。それを35年以上という部分を新たに追加し、35年以上はそれに合わせたかたちで、報償金の金額を設定するというような内容であります。具体的には30年以上の部分に対して一律で10万円の増額というような内容になっております。</p> <p>今回はこの政令の發布、法律の改正も併せて県内市町で退職報奨金の見直しのため条例の改正を行うよう県からの連絡が来ておりまして、それに合わせて、嬉野市においても退職報償金の見直しを行い、条例の改正を実施したいということで、今回審議に上げさせていただいているところです。事務局からの説明は以上となります。</p>
審議	会長	<p>ただいま説明がありました、消防団体退職報償金の見直しについて質疑応答を行います。質疑のある方は発言をお願いします。</p>
質疑	委員	<p>今までなかった35年以上というのが、今回は改正があったということで、同じように改正するということですが、今までの35年以上という経歴の団員さんとかいらっしゃったんですか。今までは30年越したときはどうだったのかとか。</p>
答弁	委員	<p>これまでは30年以上であれば同じという扱いでした。</p>
質疑	委員	<p>いつからの適用とかはわかりますか。</p>
答弁	事務局	<p>事務局から補足で説明いたします。35年以上の部分が適用になるのが、来年度からすなわち令和7年4月1日からなので、次の編成（令和7年度以降）になってからの退団者については適用されますが、この3月31日までの退団者は適用されないということになります。</p>
審議	会長	<p>他にご質問ないでしょうか。</p>
	会長	<p>なければそれではただいまの事務局からの説明、提案の通り消防団退職報償金の見直しについてご異議ございませんでしょうか。</p>
		<p>（「異議なし」と呼ぶ者あり）</p>
	会長	<p>異議なしと認めまして事務局提案の通り、消防団退職報償金を見直すことに決定いたします。</p>
		<p>これで諮問を受けました提案案件につきまして審議を終了します。</p>
		<p>その他に関して、消防行政や嬉野市消防団所消防行政や嬉野市消防団に対してのご意見ご質問などがありましたらご発言をお願いします。</p>
審議	委員	<p>例えば支援団員として特殊な技術、その資格を持った人が災害のときにだけ出動してもらってという例があるようですが、建設業資格を持った人とか、そういう方たちをその災害のときだけ指導してもらおうということではできないで</p>

審議	委員	<p>すか。若い人が少ないので、高齢の人でも可能な活動に従事してもらおうとか。</p> <p>年齢的なものは、ある程度40代50代までの団員で活動を行うようにしないといけないですが、昨今は新入団員の勧誘の際に、本人にすぐに会わせてくれない家庭が結構多かったらしいですね。地域の地元の区長さんに支援してもらって、区長さんの方から、そのお父さんの方に親の方に助言をしてもらうようになっていうことでやったこともあります。</p> <p>また、嬉野市も外国人が多くなって、災害の際に言葉が通じなくて困るので、定住外国人に入団してもらって、通訳として出動いただくとかそういうやりかたも市長から検討してもらえんやろかっていうことは言われました。</p>
答弁	事務局	<p>先ほどからお話し出ております特殊技能を持った団員さんとか、外国人の方の入団ということに関して申しますと、適正な方がいらっしゃったら、入団していただくのは、非常に結構なことだとは思いますが、あくまでも非常勤の公務員ってことでありますので、身分の問題もあり、逆に制約もあるということもご理解いただいた上で提案していく必要があるのではないかと考えておりますので、そういったところも含めてご意見いただいた分は、事務局の方で持ち帰ってから検討させていただくことということは可能かと考えております。</p>
審議	会長	<p>ほかにご質問ありませんか。</p> <p>(「ありません」と呼ぶ者あり。)</p>
協議終了	会長	<p>ご発言ありませんでしたら閉会したいと思います。</p> <p>それではこれもちまして消防審議会を閉会します。</p> <p>スムーズな議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。</p>
閉会	事務局	<p>本日は皆様お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
その他	【事務局】	<p>会議の公開方法、報酬支払いに関する手続きの説明を行った。</p>